

宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）抄

（附則第八条関係）

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八 略</p> <p>十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 略</p> <p>二十七 略</p> <p>二十八 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法 施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～十九 略</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 略</p> <p>二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法 施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～十九 略</p>

2																			二十
·	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一							八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十

2																			
·	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）抄（附則第十五条関係）

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～二十二 略</p> <p>二十三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） ） 第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可</p> <p>二十四 略 二十五 略 二十六 略 二十七 略 二十八 略 二十九 略 三十 略 三十一 略 三十二 略</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～二十二 略</p> <p>二十三 略 二十四 略 二十五 略 二十六 略 二十七 略 二十八 略 二十九 略 三十 略 三十一 略 三十二 略</p>